



埼労基発 0414 第1号
令和 3年 4月14日

独立行政法人労働者健康安全機構
埼玉産業保健総合支援センター 所長 様

埼玉労働局労働基準部長



フィットテスト実施者に対する教育の実施について(協力要請)

日頃より、労働基準行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、金属アーク溶接等作業で発生する「溶接ヒューム」へのばく露による労働者の健康障害防止のため、改正特定化学物質障害予防規則(「以下「特化則」」)に基づき、新たに呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認(以下「フィットテスト」)が定められたところです。

フィットテストの実施に当たっては、フィットファクタの精度等を確保するため、十分な知識及び経験を有する者(以下「フィットテスト実施者」)が実施することが求められ、当該人材の養成を促進する必要があります。

このため、今般、フィットテスト実施者に対する教育実施要領が別添のとおり定められましたので、その周知、普及に御協力頂きますようお願い申し上げます。

また、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者、有機溶剤作業主任者、石綿作業主任者技能講習の登録技能講習機関におかれましては、本要領に基づく教育を自ら行うことが困難な事業者に対し、当該事業者の委託を受けて教育を行う等の支援に特段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、フィットテストを自ら行うことが困難な事業者に対し、当該事業者の委託を受けてフィットテストを実施する等の支援につきましても、特段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、フィットテストの実施につきましては、令和5年4月1日施行となります。

また、フィットテストの方法を定めた日本産業規格T8150 については、改正予定であることを申し添えます。